

野洲市まちづくり基本条例推進委員会（第3回）会議要録

平成20年3月25日（火）
まちづくり協働推進センターホール

開会

（事務局）

～ 委員出席状況を報告し、配布資料を確認いただく。～

あいさつ

（委員長）

第2回委員会の議事録を確認いただいたので、確定する。

（委員）

本推進委員会の位置付けについて、3月議会で市長から「参考にする」という発言があったが、「参考」とはどのように受け止めてよいのか。

（委員長）

本推進委員会は、基本条例において市長の諮問機関として位置付けされている。市長からの諮問内容についてのみ審議するもの。その条文規定について事務局から説明願う。

（事務局）

基本条例推進委員会は、基本条例第29条に規定されており、市長は、この条例を守り育て実効性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会を設置すること、委員会は、市長の諮問に応じて、この条例の適切な運用に関する事、及びこの条例の見直しに関する事について審議し、その結果を答申することが規定されている。

（委員長）

1月24日付けで市長から本推進委員会へ諮問された内容は、基金及び市民活動支援制度と住民投票に関する必要な事項についての2点であり、いずれも基本条例では「別に定める」と規定されたものを具体的にその運用について審議し、市長へ答申するもので、本推進委員会に意見を求められているものである。

（委員）

本推進委員会は、市長から諮問を受けた内容に限って審議するもので、また、市長は意見を聞くというものでよいのか。

（委員長）

そのとおり。答申した意見は、市長が参考とされるもの。

（委員）

基金について、基本条例第26条第2項では、寄附金に限定されているが、それ以外の資金についての検討はないものと考えていくべきなのか。

（委員長）

寄附金を原資とすることが柱となるが、検討していくなかで寄附金と同額を市予算で見込んでいただくことも検討してもよい。寄附金よりも市民活動支援制度に重心を置くことが大切。

（委員）

基本条例の検討に際して、寄附金の議論はどこまでなされたのか。

（委員）

市民活動の支援は、資金面だけでなく、人的、物的な面での支援もあるというふうに理

解している。資金面での支援については、市民みんなが支えていくために寄附金とされたもの。

会議の内容

1. 寄附金による基金及び市民活動支援制度について

(委員長)

寄附金による基金及び市民活動支援制度について、1回、2回の会議で検討したアウトラインを踏まえ、より深く各委員から意見をいただくため、委員長、副委員長と事務局が委員ヒアリングを実施した。その結果を集約したものが配布資料「寄附金による基金及び市民活動支援制度 委員意見のまとめ」であり、追加意見等があれば発言願う。

(委員長)

～「寄附金による基金及び市民活動支援制度 委員意見のまとめ」を概略説明～

「活動上の課題」では

- ・資金だけの問題ではなく、活動の広報PR、活動場所、後継者の育成や会員拡大など幅広い視点での支援が必要であること、など。

「課題解決のための支援制度」では

- ・支援する対象は、公益性の高い活動であること、また、支援制度を受ける団体にとってわかりやすく申請してもらいやすい制度にすること。
- ・多くの市民に市民活動を知ってもらうために活動の成果を表彰することで広がりやよい効果生まれる。まずは活動の実績を表彰する制度からスタートしていく。
- ・具体的には市民活動団体と事業者の交流会を開催していくことや、第三者機関による審査が必要であること、など

「寄附金を原資とする基金」では、

- ・寄附金にあわせて一定の市の一般財源からの支出の検討も必要で、答申に際しては、寄附金のみとする方法と両論併記してもよいのではないか。
- ・企業等の社会的責任の受け皿となる制度ではあるが、寄附を求めるには明確な説明を果たしていくことや寄附をいただいた企業等の広告PRなど寄附者のメリットが必要であること、などが主なもの。

(委員長)

このとりまとめ意見は、確認いただいたとおり市長へ報告してよいか。

(委員)

議事録と同様の取り扱いとするということか。

(委員長)

議事録と同等の委員意見をまとめたものであり、異議なければ市長へ報告するものとする。

～特に意見なし～

(委員長)

支援制度のまとめ方や基金条例の骨格について、たたき台として作成したのでご紹介する。

また、支援制度の一つとしてまず最初にスタートしようとする「市民活動表彰制度」の概要について、事務局で作成いただいたので説明願う。

(事務局)

～これまで審議いただいた内容を基に「みんなで支え合う市民活動の実現に向けて」と題して「市民活動表彰制度」のイメージをまとめ、パワーポイントで説明～

基本条例第6条では、まちづくりの手法として「協働のまちづくり」を規定し、自助、共助、公助を基本姿勢とし、その原動力は市民活動にある。その市民活動が抱える課題は、活動資金の不足、成果や存在のPR、活動場所、後継者など、「人、もの、情報、資金」に大別された。

そのために必要な支援制度を創設するものであり、基本条例第25条では市民活動を促進するために必要な措置を講ずることを規定し、そのための資金として寄附金による基金を設置することを基本条例第26条で規定。

市民活動の課題解決に向けた具体的な手段の一つとして「市民活動表彰制度」からスタートする。

その期待される効果として、市民活動団体や実践する人にとって、活動が評価されることで活動の励みになり、活動がPRされ他の活動を知ることができ、活動のノウハウを共有することが可能となる。市民活動を実践する人にとって、市民活動そのものがやりがい、生きがいであり、その結果として充実感が得られるものであり、多くの人が認知することで一層の市民活動の促進につながっていく。

また、活動していない一般市民にとって、地域社会への貢献度に気づく機会となり、活動を始めるきっかけを生むことにつながる。

更に、寄附いただいた方にとって、市民活動の発展に貢献でき、そのことが市民の利益につながり、いずれは自らも恩恵をうけることも期待できる。

全体の制度のイメージとしては、市民活動が報われ活動が活性化し、周囲から市民活動の理解が深まり、新たな会員増加にもつながるとともに、寄附しようとする人も増えていく。

表彰制度の概要として、その表彰対象は、公益性の高い市民活動であり、対象者からの申請に基づくものであること。

表彰の評価基準としては、市民から感謝され笑顔になるイメージで(仮称)ほほえみ大賞として、他の模範となる継続的な活動を評価のポイントとすること。また、活動の将来に期待感にときめくイメージで(仮称)ときめき大賞として、他の活動には見られないキラリと光り、活動の今後が期待できることを評価のポイントとすること。更に、寄附いただいた企業などの「冠スポンサー」表彰もそのうちの一つ。

表彰を受ける側のメリットとして、市から表彰状を授与、市の広報媒体でその成果をPRすることができるとともに、この基金から活動奨励金の交付を受ける。

寄附いただいた方のメリットとして、企業名等の冠した制度「冠スポンサー」として自社をPRしていただけることなど。

選考方法として、みんなで支えるという趣旨から市民による投票を一次審査として実施することや、二次審査として第三者の選考委員による審査を経て、決定していくこと。

以上、支援制度の一つとして考えられる市民活動表彰制度についてまとめたもの。

(委員長)

市民活動を実践する方にとって、多くの市民に伝わりにくい、より深く理解してもらいたい、心の支援であってもよいという考えがある。その他に意見を求める。

(委員)

市の環境基本計画のプロジェクトに参画しているが、多くの市民活動団体が集まって進めているなかで、一つの目的など同じようなミッションを持った団体があることから、連携や交流が必要であり、アドバルーンをあげる役割の人があればよい。

(委員)

県域で活動しているが、野洲市以外では多くの会員が集まるが、市内の会員が減少傾向にあ

る。

(委員長)

前回、後継者の育成が課題であるという意見であったが、この表彰制度などこれまでと違った方法によりPRすることで会員拡大が期待できるのではないか。

(委員)

会員拡大に期待している。

(委員)

ボランティアをしている人にとって、華々しく表彰されることを求めているところもあるが、活動のPRは求めており、他の地域でも活動事例を参考に、そんな活動を始めてみたいというきっかけになればよい。

(委員長)

市民活動のイベントなどを単純にお知らせするのではなく、活動内容など詳しく広報PRしていくことが、市民活動を促進させる土台になる。原点に戻って考えてみると、やはり市民活動を知ってもらいたいと願う声が多くあるということ。

(委員)

市の広報紙のちょっとした工夫で、市民活動のPRができるように思う。他市の例を参考にしていけばよい。

(委員)

市民活動データブックに載っていない団体もあり、多くの団体は、資金的な支援だけでなく、まちづくり協働推進センターが中心となった踏み込んだソフト面の活動支援が必要。具体的には市民活動のアドバイスをする市民活動アドバイザーを配置し、センターで待っているのではなく団体や活動場所に出向いていくことで課題解決や促進策を提示していくことで、よりよい支援になり、協働推進センターの利用増進にもなるのでは。

また、団体の活動にも波があり設立後数年で停滞することも多くあり、基金により資金提供を受けて新たな事業展開をすることで活動が活性化していく。

(委員)

近隣市でも活発な市民活動と積極的な支援がされているなかで、同じ分野や志が近い団体も多くあり、連携を深めていくことが一番の課題である人的な面での解決につながる。

(委員)

団体が連携することでかなりのパワーになることも実践したなかで感じた。

(委員)

既存の補助を受けている団体と新たな支援を求める団体との境界は明確に引けない。

(委員長)

そうした課題からも寄附金のみを原資としていく方法と、寄附金と市の財源をマッチングさせていく方法と両論が考えられる。

また、自治会と市民活動の連携という視点ではどうか。

(委員)

市民活動には指導者が大切であることや、活動資金が潤滑油になることは確かである。

(委員長)

これまでの意見を一旦整理する。

原点を振り返ると、市民活動は、市民それぞれの主体性に支えられており、多くの市民がその活動について理解を深めるための手段が不足しているので、その土台を固めていく必要。そのためには、協働推進センターでは、同じテーマやミッションを持つ団体をグループ化して団体間の連携を促すことが必要。広報PRでは市民活動がまちづくりの原動力としてその存在を

より多くの人々が認識できるようにしていくこと、将来のまちづくりのために市民活動の社会的存在を知らしめていくこと、支援制度の原資は寄附金のみとする方法と寄附金と市の財源のマッチング方式とする両論を併記し市長に答申していくこと、支援制度は表彰制度からスタートするがそれだけではないということ、本推進委員会では細部の検討には限界があるので、こうした委員意見を基に事務局や市行政で細部を詰めることなど。

次回の委員会では、これまでの審議経過を踏まえ、寄附金による基金及び市民活動支援制度のまとめとしていくことを確認する。

なお、次回委員会までに追加意見等があれば、委員長、副委員長及び事務局と各委員との意見交換を行う。

閉会 (15:20)